

魚津市告示第125号

魚津市訪問型サービスA実施要綱の一部改正について

魚津市訪問型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条（略） （定義） 第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「居宅サービス等に関する基準」という。）、総合事業実施要綱の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） <u>（2）</u>（略） <u>（3）</u>（略） <u>（4）</u>（略） <u>（5）</u>（略） <u>（6）</u>（略） <u>（7）</u>（略） 第3条 - 第45条（略） 別表（第6条関係） 【別記】	第1条（略） （定義） 第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「居宅サービス等に関する基準」という。）、総合事業実施要綱の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） <u>（3）</u>（略） <u>（4）</u>（略） <u>（5）</u>（略） <u>（6）</u>（略） <u>（7）</u>（略） <u>（8）</u>（略） 第3条 - 第45条（略） 別表（第6条関係） 【別記】

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
（略）			
4 介護職員等処遇改善加算	（１） 介護職員等処遇改善加算 （ ）	1月につき	所定単位× 245 / 1,000
	（２） 介護職員等処遇改善加算 （ ）	1月につき	所定単位× 224 / 1,000
	（３） 介護職員等処遇改善加算 （ ）	1月につき	所定単位× 182 / 1,000
	（４） 介護職員等処遇改善加算 （ ）	1月につき	所定単位× 145 / 1,000

備考（略）

【別記】

別表（第6条関係）

算定項目	区分	算定単位	単位数
(略)			
4 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 ()	1月につき	所定単位× 245 / 1,000
	(2) 介護職員等処遇改善加算 ()	1月につき	所定単位× 224 / 1,000
	(3) 介護職員等処遇改善加算 ()	1月につき	所定単位× 182 / 1,000
	(4) 介護職員等処遇改善加算 ()	1月につき	所定単位× 145 / 1,000
	(5) 介護職員等処遇改善加算 () 1	1月につき	所定単位× 221 / 1,000
	(6) 介護職員等処遇改善加算 () 2	1月につき	所定単位× 208 / 1,000
	(7) 介護職員等処遇改善加算 () 3	1月につき	所定単位× 200 / 1,000
	(8) 介護職員等処遇改善加算 () 4	1月につき	所定単位× 187 / 1,000
	(9) 介護職員等処遇改善加算 () 5	1月につき	所定単位× 184 / 1,000
	(10) 介護職員等処遇改善加算 () 6	1月につき	所定単位× 163 / 1,000
	(11) 介護職員等処遇改善加算 () 7	1月につき	所定単位× 163 / 1,000
	(12) 介護職員等処遇改善加算 () 8	1月につき	所定単位× 158 / 1,000
	(13) 介護職員等処遇改善加算 () 9	1月につき	所定単位× 142 / 1,000
	(14) 介護職員等処遇改善加算 () 10	1月につき	所定単位× 139 / 1,000
	(15) 介護職員等処遇改善加算 () 11	1月につき	所定単位× 121 / 1,000
	(16) 介護職員等処遇改善加算 () 12	1月につき	所定単位× 118 / 1,000
	(17) 介護職員等処遇改善加算 () 13	1月につき	所定単位× 100 / 1,000
	(18) 介護職員等処遇改善加算 () 14	1月につき	所定単位× 76 / 1,000

備考 (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。